

鹿児島県広報誌「グラフかごしま」定期購読実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県広報誌「グラフかごしま」(以下「グラフかごしま」という。)の定期的な購読(以下「定期購読」という。)及び発送に関し必要な事項を定めるものとする。

(購読期間)

第2条 「グラフかごしま」の購読期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間とする。

(購読料)

第3条 購読料は、別表のとおりとする。

(購読申込み及び購読料の受入れ)

第4条 県は定期購読を希望する者(以下「購読希望者」という。)から、定期購読申込票(別記第1号様式)又は電話、Eメール等により頒布の求めがあるときは、「グラフかごしま」の有償頒布をすることができる。

2 購読希望者は、県が発行する納入通知書及び郵便振込みで購読料の払込みをするものとする。

(発送)

第5条 「グラフかごしま」の発送(以下「発送」という。)は、購読料の收受を確認した後、行うものとする。

2 発送は、原則として、毎年度6回、奇数月の初めに行うものとする。

(購読料の更新及び停止)

第6条 購読者が、次年度も継続して定期購読を希望する場合は、当該年度の4月末日までに購読料を納入するものとする。

2 県は、購読者が購読料を4月末日までに納入しない場合は、購読更新の意思がないものとし、発送を停止するものとする。

3 県は、購読者が年度途中で購読停止の意思を示した場合は、発送を停止するものとする。

(購読者の住所変更届)

第7条 購読者は、住所や連絡先など、申込みの内容に変更が生じた場合は、「グラフかごしま」定期購読変更届出書(別記第2号様式)又は電話、Eメール等により、速やかに鹿児島県広報課長に届け出るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、「グラフかごしま」の定期購読に関し必要な事項は、鹿児島県広報課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	購読号	購読料
1	1年間（5月号，7月号，9月号，11月号，1月号，3月号）	1,500円（送料込み）
2	11月号，1月号，3月号の3回分	750円（送料込み）

備考

- 1 年度途中から購読を開始した場合の購読料と送付は、次のとおりとする。
 - (1) 購読開始が、5月号から9月号までの間である場合は、購読料を1,500円とし、5月号からの発行済み「グラフかごしま」も合わせて送付するものとする。
 - (2) 購読開始が11月号から3月号までの間である場合は、購読料を750円とし、11月号からの発行済み広報誌も合わせて送付するものとする。ただし、5月号からの発行済み「グラフかごしま」の送付も希望する場合は、購読料を1,500円とする。
- 2 年度途中で購読を停止した場合、購読料は返還しないものとする。

別記

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

鹿児島県広報課長 殿

届出人

住 所

氏 名

「グラフかごしま」定期購読変更届出書

「グラフかごしま」の定期購読について、次のとおり申込み内容に変更が生じたので、鹿児島県広報誌「グラフかごしま」定期購読実施要領第7条の規定により届け出ます。

変 更 事 項	氏名	新	
		旧	
	住所	新	〒 ー
		旧	〒 ー
	連絡先	新	() ー
		旧	() ー
変更理由			